

レクリエーション補助概要

事業内容

会員が文化、スポーツ、レジャー、宿泊施設、講座受講料等で自己負担額が、5,000円以上(商品券やポイント利用分、クーポン利用分を除く)となったとき、請求によりその費用の一部を補助するもの。

対象者

対象年度の4月1日現在の埼玉県教職員互助会員(以下「会員」という)及び対象年度4月2日以降に会員となった方

- ※正規、臨時的任用職員、フルタイム再任用問わず、互助会に加入している方は対象です。
- ※育児休業中や休職中の会員、海外派遣中の会員も対象となります。
- ※退職会員の方は対象ではありません。
- ※任意継続組合員の方は互助会員ではありません。

請求期間

対象年度5月1日から対象年度3月15日17時15分(必着)

※3月15日が土日祝の場合は、前営業日が締切日となります。

補助対象期間

(利用事実発生日)

対象年度の4月1日から対象年度の2月末日まで

- ※年度途中で会員資格を取得した場合は取得日から、年度途中で会員資格を喪失した場合は、喪失日の前日までを補助対象期間とします。
- ※3月利用分は対象ではありませんので、ご注意ください。

補助額

会員一人あたり 3,000円 / 年

- ※年度内1回の補助となりますので、ご注意ください。
- ※翌年度への繰り越しはできません。

支給までの流れ

請求書は毎月15日(土日祝の場合は前営業日)を締切とし、原則として翌月21日(金融機関休業日の場合は前営業日)に給付金を請求者の口座(短期給付口座)へ振込みます。

支給日の例	
請求書受付日	振込日
8月31日	10月21日
9月15日	10月21日
9月16日	11月21日

※金融機関休業日の場合は、前営業日に振込まれます。

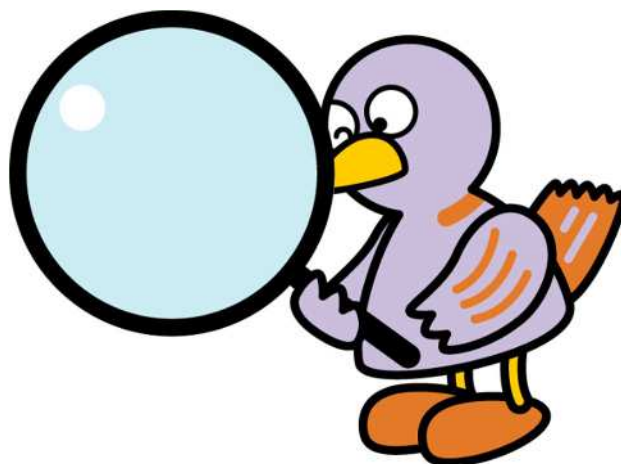
※受付日は、福利課に書類が到着した日になります。

会員の皆様へのお願い

書類等に不備があった場合は、不備の訂正をしていただきます。その場合、不備解消後の支給となるため、支給日が上記より遅くなりますので、ご注意ください。

※最終提出期限までに不備解消されない場合は、当該年度の支給はできません。

提出前に必ず請求書類に不備がないか確認してください。



コバトン